

国民の関心高いがゼロ回答

厳しい基準を求めている欧州連合（EU）では、ドイツが2028年にPFASのうち4種類の合計で基準値を20ナノグラムとする方針だ。米環境保護庁（EPA）は今年3月、PFOAとPFOSの基準値をそれぞれ各4ナノグラムにする案を公表している。日本は、

エンドポイントごとの検討結果

肝臓	・増殖の速度が速いこと、肉に色素を染みこむ能力が強く検出可能性が高いが不明であることから、検査方法及び分析精度は否定的であるものの 好転性は示唆されておらず、抽出法を抽出することはない。
腫瘍代謝	
免疫	・ワクチン接種後の抗体形成の低下について、可能性は否定できないものの、これまで報告された種類の抗原でしかなく 懸念がある。免疫抑制を導き出すことは無い。
皮膚病変	・皮膚炎や、出生時に産道下での摩擦による掻き傷などの原因は明らかでないものの、 出生後の成長に伴って自然に治癒する傾向があり、抽出された成分は、皮膚病変を引き起こすものではないと見られる。
生殖・発生	・胎児性糖尿病、出生直後の赤痢にて報告の報告が数例の観察あり。 妊婦への投与は科学的根拠のない下では避けなくてはならないと考えられている。
腎臓	・PF6Aと腎臓がん、精巣がん、乳がんとの関連については、結果があれこれと異なる報告はあるものの、特に肺がんに関しては、結論に一貫性がない。 妊娠は避けた方がよい。 ・PFOSと腎臓がん、乳がん、卵巣癌と腎臓がん、乳がんとの関係については、 疑念は十分ある。
PFOS及びPF6Aの摂取と健康影響の観点について、動物試験・疫学研究から得られた科学的知見を、一つ一つのデータの結果、適用可能な程度として、PFOS及びPF6Aの物質特性をみながら出生前への影響が挙げられました。	

一貫して「証拠は不十分」で押し通す食安委

垣田 達哉（かきた・たつや）
消費者問題研究所代表

唯一、生殖・発生(受胎・出生)については「疫学研究では、出生時体重低下との関連は否定できないものの知見は限られており、出生後の成長に及ぼす影響については不明であり、指標値を算出するには情報が不十分」だが「動物試験では、出生児への影響について複数の報告が同様の結果を示し、証拠の確かさは強い」としている。今回設定され

たTDIは、この動物試験でみられた出生時への影響が根拠となっている。

欧米では、疫学研究についても評価され厳しい基準を作っているが、食安委では一切評価されていない。言い方を変えれば、生殖・発生の動物試験での出生時への影響だけでTDIが決定されたのだ。その他の健康影響については「不十分として一切採用されなかった」ので、欧米の基準よりかなり甘い評価となったのだ。

疫学研究については、情報が不十分であり「動物試験の結果は高用量でみられた影響であり、出生時体重の低下とは分けて考えることが適当」として採用されていないが、パブリックコメントでは「疫学データを使わずに動物実験データからTDIを算出していることに多い疑問」「疫学調査の論文が軽視されているのでは」といった意見が多くあった。

国際がん研究機関の発がん性評価を無視

WHOの専門組織である国際がん研究機関(IARC)は、23年12月、PFOSとPFOAの発がん性評価の結果を公表している。PFOAは、グループ2Bからグループ1「ヒトに対して発がん性がある」に2段階引き上げ、PFOSは、新たにグループ2B「ヒトに対して発がん性がある可能性がある」に追加された。

パブリックコメントでは、国民から食安委に対して「IARCが発がん性がある」と判断したのに、証拠は限定的とか不十分とか、おかしいではないか」「発がん性について、食安委は『限定的である』としているが、IARCの発がん性があるとの評価と一致していない

ので修正を求める」とか「従来、国の基準値策定では、IARCの発がん性評価を基本としてきたが、今回はこの基本を無視しているのが問題。食安委でも国際的知見を受け止め、発がん性を認めるべき」といった訴えが複数あった。

食安委は「IARCの分類は、PFOSやPFOAが発がん性を示す根拠がどれくらいあるかを示すものであり、発がん性の強さや摂取量による影響は考慮されていない。したがって、食品安全委員会が行う評価とは異なり、ヒトが実際の生活環境下で摂取(ばく露)したときに実際にがんが発生する可能性とその影響の程度(リスクの大きさ)を示すものでもない」としている。

食安委の内部でのインタビューでも、姫野誠一郎座長は「動物試験の解釈や発がん性のメカニズムの検討において、WG(ワーキンググループ)は2023年のIARCの判断には同意しかねるということになった」と話している。食安委は「リスク評価の中でIARCの考え方を参考としている」としているが、結果的には「参考にしたが、食安委の考え方とは違うので採用はしなかった」ということだ。

基準を厳しくすると何が問題なのか、誰が得をするのか

厳しくすると何か問題があるのだろうか。食安委は「IARCがPFOAは発がん性があり、PFOSは、発がん性がある可能性がある」としたことを否定はしていない。しかし、疫学研究や動物試験で健康影響が出るという見解は信じられないからTDIの基準を甘くしたという。しかも、採用したのはたつた1案件の動物試験で、多くの研究や

試験は間違った結論だというのだ。では、食安委は「いったいどこまでの証拠があれば影響がある」と判断するのだろうか。「健康影響が出たことは信じないが、健康影響が出なかったことは信じる」のでは、評価したことにはならない。

健康影響が不透明だということは「少量の摂取量でも影響が出るかもしれない」「同じ量を摂取しても影響が出ない人もあれば出る人もあるかもしれない」のだ。「よく分からなかったからTDIの基準を甘くした」では済まされない。耐容一日摂取量(TDI)とは「環境汚染物質等の非意図的に混入する物質について、人が生涯にわたって毎日摂取し続けたとしても、健康への悪影響がないと推定される1日当たりの摂取量のこと」である。誰も健康被害にあわない量のことだ。ごく一部の人があっても健康影響が出る可能性があるなら、予防原則に従ってできるだけ厳しい基準を作るべきではないだろうか。それとも厳しくできない理由でもあるのだろうか。

科学的に立証されるのを待っているのは遅いのだ。小林製薬の紅麹(べんじこ)サプリメントでも明らかに「原因が確定できないから何もしない」のでは、健康被害を止めることはできない。しかも、健康影響がハッキリするまで基準を甘くするのは、被害が拡大する可能性がある。ハッキリしていないからこそ、予防原則にのっとって厳しくするのだ。健康被害が起きてからでは遅い。被害が起きる前に規制を強化するのが予防原則の鉄則だ。影響を及ぼす可能性があるので対策をしないのは予防にはならない。原因がハッキリ究明されてからでは、多くの被害者を生む可能性が高い。未然防止の観点に立つべきだ。